

(平成22年4月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	65 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	62 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	28 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から同年12月まで

昭和53年当時、専業主婦であった私は民生委員をしていた義父から将来のために国民年金に加入するよう説得され、同年10月18日に市役所で加入手続を行うとともに、初回分の納付用にと義父から与えられた1万円札によって、申立期間3か月の保険料8,190円を納付した。しかし、加入はしたものの当時はまだ国民年金の重要性を理解できず、経済的にも納付が負担になったため、翌54年1月に資格の喪失の申出を行った。

保険料の納付は1回だけであったが、その時の領収書は最近まで保管していたので、青いカーボン紙の、金額等は手書きされた複写式のものだったことを覚えている。国民年金の加入及び保険料の納付にまつわる様々な経緯や場面の記憶が鮮明に残っていることから、申立期間の保険料を納付していることは確かであり、未納とされていることには納得できないので、調査と記録の訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、義父からの国民年金の加入の説得を受けて、昭和53年10月18日に市役所で加入手続を行うとともに、申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の資格記録を見ると、昭和53年10月18日に任意加入の資格を取得していることが、申立人の所持する年金手帳、市の被保険者名簿及びオンライン記録から確認できるが、任意加入の場合、その申出を行うこと自体が、その時点からの保険料の納付の意思の表れであることから、任意加入当初の申立期間の国民年金保険料を納付したと考えても不自然ではない。

また、国民年金の加入に至る経緯及び申立期間の保険料の納付時の状況についての申立人の陳述（記憶）は、納付金額を含め詳細かつ具体的であり、事実経過についての陳述に不合理な点は見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は国民年金に加入以来、妻と一緒に国民年金保険料を納めてきた。

年金記録を確認すると、妻については、昭和50年4月から51年3月まで未納とされていたので、年金記録確認第三者委員会に申立てをしたところ、納付記録の訂正が認められた。私も同じ期間が未納と分かったので、私についても認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間328か月のうち、申立期間を除く316か月間の保険料は納付済みであるほか、この間、173か月については、付加保険料も併せて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

そこで、申立人とその妻の、申立期間を挟んだ前後の納付状況をみると、以前については、夫婦共に、昭和50年12月の加入手続直後に、43年7月までさかのぼって81か月の保険料を一括で遡及納付（うち特例納付は54か月）しているとともに、以降については、3か月の保険料を現年度納付した後、51年7月から同年12月までの保険料を、52年6月に過年度納付していることが、夫婦に係る市の被保険者名簿から確認できる。

一方、申立期間は、申立人の加入手続年度であることから、特例納付を利用した81か月の一括納付と同時に納付することを含め、現年度納付は可能であったほか、昭和52年6月の過年度納付の時点においても、同様に過年度納付が可能な期間に当たっており、申立人の納付意識の高さに鑑みれば、妻と同様に納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から同年3月まで

夫が亡くなった昭和54年\*月以降は、遺族年金を受けていた。昭和61年4月に年金制度が変わり、62年ごろに娘宛に国民年金のお知らせが来た。それを見て、私の年金について不安になり、同年4月ごろに市役所に行き、国民年金の加入手続きを行い、免除になったことを覚えている。その後、収入が増え、家計に余裕が出たので、今までの未納分を取り返すために、未納分の保険料を郵便局から納めたはずであり、3か月間だけ未納にしたとは考え難いので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月間と短期間であるとともに、遺族年金受給者が強制適用になった昭和61年4月以降について申立人の納付記録を見ると、申立期間を除く115か月の保険料は納付済み（申請免除期間13か月を含む。）であることがオンライン記録から確認できることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間前後の納付記録を見ると、以前9か月の保険料は、平成元年7月から2年2月にかけて、以後6か月の保険料は、同年6月から同年12月にかけて、順次、過年度納付していることがオンライン記録から確認できることから、未納分を取り返すために遡<sup>そきゅう</sup>及納付を行ったとする申立人の陳述と符合する。

さらに、申立期間は、過年度納付を行った以前9か月と同一年度に当たることから、申立人は、申立期間についても、過年度保険料の納付に必要な国庫金納付書を手入していたものと推定できる。

これらのことを踏まえ、申立人の当時の納付意識の高さに鑑<sup>かんが</sup>みると、前後

の期間と同様に、申立期間の保険料についても過年度納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年11月10日から26年10月13日まで  
② 昭和26年9月13日から33年1月1日まで

年金記録の確認のため社会保険事務所(当時)に出向いた際、A社B支店及び同社C支店における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金支給済みとの回答を得た。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の表示をすることとされていたが、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証にその表示は認められない。

また、申立人は、「退職時に庶務担当者から厚生年金保険被保険者証をもらった際、大切に保管するようと言われたので、そのまま保管していた。また、脱退手当金をもらうなら社会保険事務所に行くように言われたが、当時もらうつもりは無かったので行っていない」と陳述しているところ、申立人の当時の記憶は鮮明である上、現在も当該被保険者証を所持していることを踏まえれば、申立人の当時の状況についての主張も信用できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録については、平成元年4月から同年7月までは24万円、同年8月から2年9月までは28万円、同年10月から3年7月までは44万円、同年8月から4年12月までは53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から5年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成元年4月1日から5年1月1日までの標準報酬月額が、実際の給与支給額と比べて低すぎる。

当時の給与支給額及び社会保険料控除額が確認できる資料は残っていないが、申立期間当時、私はB職等の職にあり、給与が月10万円程度ということはある得ない。また、給与からの保険料控除も、申立期間前と比べ、額が減っていれば気付くはずであるが、私も妻も特段の違和感を覚えた記憶は無い。

申立期間に係る標準報酬月額を実際の給与支給額に応じた金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成元年4月から同年7月までは24万円、同年8月から2年9月までは28万円、同年10月から3年7月までは44万円、同年8月から4年12月までは53万円とされていたところ、5年4月7日付けで、元年4月に遡<sup>そきゅう</sup>及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該遡及訂正は、2度の定時決定（平成2年10月1日及び4年10月1日）を超えて行われているほか、3度の月額変更（平成元年8月1日、3年8月1日及び4年1月1日）が取り消され、新たに2度の定時決定（平成元年10月1日及び3年10月1日）及び2度の月額変更（平成元年4月1日及び



5年1月1日)が追加されており、不自然な処理が行われていることが認められる。かかる処理を行う合理的理由は見当たらず、社会保険事務所(当時)において事実と反する処理が行われたことが認められる。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同一日の平成5年4月7日付けで、当時の取締役及び従業員合わせて16人に係る標準報酬月額が遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

加えて、A社に係る不納欠損決議書によると、同社では、遡及訂正後もなお、遡及訂正日(平成5年4月7日)までの期間について、約1,400万円(昭和61年12月から63年3月まで約900万円、平成3年3月から5年2月まで約500万円)の社会保険料を滞納し、平成20年1月22日付けで不納欠損処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が算定基礎届及び月額変更届を4年分もさかのぼって提出することは通常考え難く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成元年4月から同年7月までは24万円、同年8月から2年9月までは28万円、同年10月から3年7月までは44万円、同年8月から4年12月までは53万円と訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和41年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和41年4月1日にA社B工場から同社C支店に転勤となったが、引継ぎが長引き、実際に同社C支店に着任したのは同年5月1日であった。

社会保険事務所(当時)の記録によると、A社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和41年4月1日、同社C支店における被保険者資格の取得日が同年5月1日とされており、引継期間の1か月間が厚生年金保険に未加入とされている。

A社C支店に着任したのは昭和41年5月1日であるが、申立期間も同社で継続して勤務しており、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が発行した申立人に係る在職証明書、同社が保管する申立人に係る社員台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和41年5月1日にA社B工場から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和41年3月の社会保険事務所の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が残っておらず不明としており、このほかに確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和47年1月から同年6月までの期間は13万4,000円、同年7月は11万8,000円、同年8月及び同年9月は13万4,000円、同年10月は11万8,000円、同年11月から48年3月までの期間及び同年5月は13万4,000円、同年6月及び同年7月は11万8,000円、同年8月は11万円、同年9月は12万6,000円、同年10月から同年12月までの期間は11万8,000円、49年1月は12万6,000円、同年2月から同年4月までの期間は20万円、同年5月は16万円、同年6月は20万円、同年7月は16万円、同年8月は18万円、同年9月から同年12月までの期間は20万円、50年1月は14万2,000円、同年2月は15万円、同年3月は19万円、同年4月は20万円、同年5月は19万円、同年6月は16万円、同年7月は20万円、同年8月は17万円、同年9月から同年12月までの期間は20万円、51年1月は17万円、同年2月から同年4月までの期間は20万円、同年5月は18万円、同年6月は13万4,000円、同年7月は16万円、同年8月は17万円、同年9月は15万円、同年10月は26万円、同年11月は22万円、同年12月は26万円、52年1月は20万円、同年2月は14万2,000円、同年3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月及び同年6月は22万円、同年7月は26万円、同年8月及び同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月及び同年12月は26万円、53年1月は24万円、同年2月は26万円、同年3月は24万円、同年4月及び同年5月は26万円、同年6月は16万円、同年7月は22万円、同年8月は20万円、同年9月は22万円、同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、54年1月は20万円、同年2月から同年4月までの期間は26万円、同年5月は28万円、同年6月は24万円、同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月は28万円、同年12月は24万円、55年1月及び同年2月は26万円、同年3月は30万円、同年4月及び同年5月は32万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月は32万円、同年10月は30万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、56年1月は22万円、同年2月は36万円、同年3月は30万円、同年4月は32万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 5 日から 56 年 7 月 21 日まで

私は、昭和 47 年 1 月 5 日から 56 年 7 月 20 日まで、A 社に B 職として勤務した。送付されてきた「ねんきん定期便」の厚生年金保険料納付額欄に記載された保険料額は、所持している給与明細書で控除されていた保険料額と比較すると、半額程度となっている。給与明細書を添付するので、実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額に基づく保険料控除額が、A 社で支給されていた給与から控除されていた保険料額とは異なっていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の A 社における給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から判断すると、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 6 月までの期間は 13 万 4,000 円、同年 7 月は 11 万 8,000 円、同年 8 月及び同年 9 月は 13 万 4,000 円、同年 10 月は 11 万 8,000 円、同年 11 月から 48 年 3 月までの期間及び同年 5 月は 13 万 4,000 円、同年 6 月及び同年 7 月は 11 万 8,000 円、同年 8 月は 11 万円、同年 9 月は 12 万 6,000 円、同年 10 月から同年 12 月までの期間は 11 万 8,000 円、49 年 1 月は 12 万 6,000 円、同年 2 月から同年 4 月までの期間は 20 万円、同年 5 月は 16 万円、同年 6 月は 20 万円、同年 7 月は 16 万円、同年 8 月は 18 万円、同年 9 月から同年 12 月までの期間は 20 万円、50 年 1 月は 14 万 2,000 円、同年 2 月は 15 万円、同年 3 月は 19 万円、同年 4 月は 20 万円、同年 5 月は 19 万円、同年 6 月は 16 万円、同年 7 月は 20 万円、同年 8 月は 17 万円、同年 9 月から同年 12 月までの期間は 20 万円、51 年 1 月は 17 万円、同年 2 月から同年 4 月までの期間は 20 万円、同年 5 月は 18 万円、同年 6 月は 13 万 4,000 円、同年 7 月は 16 万円、同年 8 月は 17 万円、同年 9 月は 15 万円、同年 10 月は 26 万円、同年 11 月は 22 万円、同年 12 月は 26 万円、52 年 1 月は 20 万円、同年 2 月は 14 万 2,000 円、同年 3 月は 26 万円、同年 4 月は 24 万円、同

年5月及び同年6月は22万円、同年7月は26万円、同年8月及び同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月及び同年12月は26万円、53年1月は24万円、同年2月は26万円、同年3月は24万円、同年4月及び同年5月は26万円、同年6月は16万円、同年7月は22万円、同年8月は20万円、同年9月は22万円、同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、54年1月は20万円、同年2月から同年4月までの期間は26万円、同年5月は28万円、同年6月は24万円、同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月は28万円、同年12月は24万円、55年1月及び同年2月は26万円、同年3月は30万円、同年4月及び同年5月は32万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月は32万円、同年10月は30万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、56年1月は22万円、同年2月は36万円、同年3月は30万円、同年4月は32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、上記給与明細書により、申立期間のうち、昭和48年4月及び56年5月については、当該期間において控除されている厚生年金保険料はオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回っているものの、報酬月額に基づく標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を下回っているほか、同年6月の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらのことから、昭和48年4月、56年5月及び同年6月については、標準報酬月額を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和28年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年9月1日から同年10月5日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間は、A社C事業所から同社D本社へ異動した時期であり、継続して同社で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する従業員名簿の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和28年9月1日にA社C事業所から同社D本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年10月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年12月26日から51年1月5日までの期間及び52年3月26日から同年4月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を50年12月26日に、また、同社における資格喪失日に係る記録を52年4月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、50年12月は7万6,000円、52年3月は4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、昭和51年1月から同年12月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、同年1月は9万2,000円、同年2月から同年11月までは5万6,000円、同年12月は7万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月26日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年4月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、昭和52年5月から54年4月までの期間、同年6月及び同年8月から55年1月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、52年5月は15万円、同年6月は17万円、同年7月及び同年8月は16万円、同年9月は17万円、同年10月は20万円、同年11月は18万円、同年12月及び53年1月は16万円、同年2月及び同年3月は19万円、同年4月は18万円、同年5月は17万円、同年6月は16万円、同年7月は15万円、同年8月は18万円、同年9月は17万円、同年10月は19万円、同年11月から54年2月までは16万円、同年3月は22万円、同年4月は18万円、同年6月は17万円、同年8月及び同年9月は18万円、同年10月は22万円、同年11月及び同年12月は19万円、55年1月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 12 月 26 日から 51 年 1 月 5 日まで  
② 昭和 51 年 1 月 5 日から 52 年 3 月 26 日まで  
③ 昭和 52 年 3 月 26 日から同年 4 月 26 日まで  
④ 昭和 52 年 4 月 26 日から同年 5 月 1 日まで  
⑤ 昭和 52 年 5 月 1 日から平成 4 年 8 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①、③及び④について、加入記録が無いとの回答を受けた。また、申立期間②及び⑤の標準報酬月額が、当時受け取っていた給与額より低く記録されていることも分かった。

申立期間①、②及び③は、C社で勤務し、同社が加盟するA事業所で厚生年金保険に加入していた。申立期間当時の給与明細書を提出するので、申立期間①及び③も厚生年金保険被保険者であったことを認めるとともに、申立期間②の標準報酬月額を訂正してほしい。

また、申立期間④及び⑤は、B社で勤務し、厚生年金保険に加入していた。申立期間当時の給与明細書を提出するので、申立期間④も厚生年金保険被保険者であったことを認めるとともに、申立期間⑤の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③については、申立人提出の給与明細書及びC社の元事業主の妻の陳述から、申立人が申立期間もC社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び支給総額から、昭和 50 年 12 月は 7 万 6,000 円、52 年 3 月は 4 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が既に死亡しているため申立期間当時の状況は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人提出の給与明細書から、申立人の標準報酬月額は、申立期間のうち、昭和51年1月は9万2,000円、同年2月は5万6,000円、同年12月は7万2,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和51年3月から同年11月までの期間については、給与明細書は無いが、給与明細書の有る同年1月、同年2月、同年12月から52年3月までの保険料控除額及び報酬月額の推移から判断すると、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が既に死亡しているため申立期間当時の状況は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和52年1月及び同年2月については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、当該記録の訂正は必要でないと認められる。

申立期間④については、申立人提出の給与明細書から、申立人が申立期間もB社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は解散している上、事業主は既に死亡しているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間⑤については、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人提出の給与明細書から、申立人の標準報酬月額は、申立期間のうち、昭和52年5月は15万円、同年6月は17万円、同年7月及び同年8月は16万円、同年9月は17万円、同年10月は20万円、同年11月は18万円、同年12月及び53年1月は16万円、同年2月及び同年3月は19万円、同年4月は18万円、同年5月は17万円、同年6月は16万円、同年7月は15万円、同年8月は18万円、同年9月は17万円、同年10月は19万円、同年11月から54年2月までは16万円、同年3月は22万円、同年4月は18万円、同年6月は17万円、同年8月及び同年9月は18万円、同年10月は22万円、同年11月及び同年12月は19万円、55年1月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は解散している上、事業主は既に死亡しているため不明であるものの、昭和52年5月から54年4月までの期間、同年6月及び同年8月から55年1月までの期間について、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、給与明細書で確認できる標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和54年5月、同年7月及び55年2月から平成4年7月までの期間については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、当該記録の訂正は必要でないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和37年4月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月27日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社D支店から同社C支店へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和37年4月27日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和37年5月の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和38年12月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年1月から同年7月までは1万2,000円、同年8月から同年11月までは1万6,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年1月8日から同年12月30日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社C工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社発行の退職証明書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社発行の退職証明書から、申立人が、昭和38年12月29日にA社C工場を退職していることが確認できる。

また、B社が作成し保管する厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和38年12月30日と記録されており、同社は、申立人の申立期間に係る保険料を控除していたとしている。

一方、オンライン記録においては、申立人のA社C工場における資格喪失日は昭和38年1月8日と記録されているものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、申立人の資格喪失日は記載されていない。

また、当該事業所を管轄する日本年金機構Dブロック本部E事務センターは、昭和38年4月に前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録方式を切り替えたとしているが、申立人に係る被保険者原票は見当たらないことから、社会保険事務所の申立人に係る年金記録

管理が適切であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 38 年 12 月 30 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 工場における昭和 37 年 12 月の社会保険事務所の記録及び同事業所における同僚の随時改定の記録から判断して、38 年 1 月から同年 7 月までは 1 万 2,000 円、同年 8 月から同年 11 月までは 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和26年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から同年6月1日まで

私は、A社に昭和25年4月1日から62年8月31日まで継続して勤務したが、社会保険事務所（当時）の記録では、同社D支店から同社E支店に転勤した26年4月1日から同年6月1日までの期間が厚生年金保険に加入していないことになっている。同社での厚生年金保険加入期間に空白期間があることは納得できないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社提出の人事記録資料から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和26年4月1日にA社D支店から同社E支店に異動し、E支店の近隣支店である同社C支店で被保険者資格を取得）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和26年6月の社会保険事務所の記録から7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和18年3月31日、資格喪失日は20年9月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和18年3月から同年6月までは30円、同年7月から19年11月までは20円、同年12月から20年3月までは30円、同年4月から同年8月までは40円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和23年5月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、C社）D工場における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年3月から20年9月1日まで  
② 昭和23年5月1日から同年8月1日まで

私は、学校を昭和18年3月に卒業した後、当時E県F市にあったA社に入社し、20年8月末ごろまで勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

また、私は、昭和20年11月にB社に入社以来、平成元年3月31日に同社を退職するまで、資格を失うことなく継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入期間について、23年5月1日から同年8月1日までの期間が空白となっていた。同年5月に同社G工場から同社D工場へ異動した際に、B社あるいは社会保険庁のどちらかが事務処理を誤ったのだと思う。

どちらの期間も、当時の給与明細などは処分して残っていないが、給与より厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。



### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人のA社に係る厚生年金保険の加入記録は無いが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同姓同名（旧姓）かつ同一生年月日の昭和18年3月31日から20年9月1日までの期間に係る基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、「学校を昭和18年3月に卒業した後、当時E県F市にあったA社に入社し、20年8月末ごろまで勤務していた」と陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は申立人の陳述どおりの場所に所在していることが確認できることなどから、申立人の陳述内容は<sup>しんびようせい</sup>信憑性が認められる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和18年3月31日、資格喪失日は20年9月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における上記未統合記録から、昭和18年3月から同年6月までは30円、同年7月から19年11月までは20円、同年12月から20年3月までは30円、同年4月から同年8月までは40円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の記録及びC社から提出された人事記録から判断すると、申立人が申立期間もB社に継続して勤務し（B社G工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人から提出された異動日が記載されている備忘録から判断すると、申立人が昭和23年5月にB社G工場から同社D工場に異動していたことが確認できることから、同社D工場における申立人の資格取得日を、23年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社D工場における昭和23年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで  
平成 21 年 8 月ごろに A 社会保険事務所（当時）より被保険者記録照会回答票が届き、それによると、B 社 C 事業所に勤務していた昭和 32 年 6 月 1 日から 35 年 10 月 1 日までの期間について、脱退手当金支給済みと記されていた。

脱退手当金は受け取っていないので、当該期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証を見ると、再交付の押印が無く、申立期間に係る事業所で厚生年金保険に加入した際に発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該被保険者証にはその表示が無い。

また、申立人は、退職時に事務担当者から将来の年金受給時に必要なため厚生年金保険被保険者証を大切に保管するようにと言われたと陳述しているところ、現在も当該被保険者証を所持していることを踏まえれば、申立人の当時の状況についての主張も信用できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年1月31日から8年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、資格喪失日（平成7年1月31日）に係る記録を同年4月1日に、資格取得日（平成8年6月1日）に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、7年1月及び同年2月は13万4,000円、同年3月から8年3月までは14万2,000円、同年5月は50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月31日から8年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、申立期間も継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書、雇用保険の記録及び同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間のうち、平成7年1月から8年3月までの期間及び同年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から、平成7年1月及び同年2月は13万4,000円、同年3月から8年3月までは14万2,000円、同年5月は50万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成7年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、8年6月1日に再び適用事業所となっており、

申立期間は適用事業所ではない。しかし、複数の元従業員が申立期間も同社で継続して勤務したと陳述していることから、申立期間において、同社は、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成8年4月については、給与支給明細書に厚生年金保険料控除の記載は無いことから、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和34年7月1日、資格喪失日は36年12月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年7月から35年9月までは1万円、同年10月から36年9月までは1万6,000円、同年10月及び同年11月は1万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月1日から36年12月1日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和34年7月から36年11月末まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、基礎年金番号に未統合となっている申立人と同姓同名であり、生年月日も一致する厚生年金保険の被保険者記録(当該被保険者名簿によると資格取得日は昭和34年7月1日、資格喪失日は36年12月1日)が確認できる。

また、前述の複数の同僚は、「申立期間当時、申立人と同姓同名の従業員はほかにはいなかった」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和34年7月1日、資格喪失日は36年12月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和34年7月から35年9月までは1万円、同年10月から36年9月までは1万6,000円、同年10月及び同年11月は1万8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、学校を卒業した昭和32年4月から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間からA社に勤務したことが認められる。

また、申立期間当時のA社の総務担当者は、「新卒者については、入社した4月から保険料を控除していた」と陳述しているところ、申立人と同期入社と同僚は、「入社当時から保険料を控除されていた」と陳述しているほか、オンライン記録から昭和32年度の新卒者であったと考えられる同社C支店等6支店の元従業員は、いずれも昭和32年4月1日に資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年5月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和49年8月5日から56年4月20日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。給与支払明細書から同社における保険料控除が確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録書（調書）及び雇用保険の加入記録並びに申立人が提出した給与支払明細書から、申立人は同社に継続して勤務し（昭和50年4月1日にA社本社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明細書の保険料控除額から11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月16日から33年8月25日まで  
社会保険事務所(当時)の記録では、私がA事業所に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。  
しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、A事業所での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年5か月後の昭和35年1月27日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和33年10月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかしながら、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 1 日から 36 年 2 月 11 日まで  
② 昭和 36 年 6 月 10 日から 38 年 6 月 29 日まで  
③ 昭和 38 年 9 月 25 日から 42 年 8 月 26 日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社、B社及びC社D事業所に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む計6ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した29人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め2人だけと少ないことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間に係る脱退手当金は、C社D事業所での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約9か月後の昭和43年5月23日に支給決定されているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は42年10月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和36年9月からB社に勤務していたが、37年8月1日に同社の指示により関連会社のA社に移籍した。

社会保険事務所（当時）の記録では、昭和37年8月1日から同年9月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているが、B社及びA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる複数の同僚の陳述並びに複数の同僚の両社での厚生年金保険被保険者記録等から判断すると、申立人は、B社及び同社関連会社のA社に継続して勤務し（昭和37年8月1日にB社からA社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年9月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和52年11月1日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明である上、当時の社会保険事務担当者も既に死亡しているため、申立期間当時の状況は不明であり、このほかに確認できる関連資料

及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年6月27日は69万6,000円、同年11月28日及び16年6月28日は70万円、17年11月30日は75万円、18年6月28日は70万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を70万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日  
② 平成15年11月28日  
③ 平成16年6月28日  
④ 平成16年11月30日  
⑤ 平成17年11月30日  
⑥ 平成18年6月28日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を照会したところ、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の賞与について記録が無い。

また、申立期間④については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年6月から18年6月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年6月27日は69万6,000円、同年11月28日及び16年6月28日は70万円、17年11月30日は75万円、18年6月28日は70万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、70万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④については、事業主は、過失により57万6,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が57万6,000円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年6月27日は57万8,000円、同年11月28日は70万円、16年6月28日は57万8,000円、17年11月30日は100万円、18年6月28日は70万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日  
② 平成15年11月28日  
③ 平成16年6月28日  
④ 平成16年11月30日  
⑤ 平成17年11月30日  
⑥ 平成18年6月28日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を照会したところ、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の賞与について記録が無い。

また、申立期間④については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年6月から18年6月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年6月27日は57万8,000円、同年11月28日は70万円、16年6月28日は57万8,000円、17年11月30日は100万円、18年6月28日は70万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、60万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④については、事業主は、過失により49万7,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が49万7,000円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年6月27日は80万円、同年11月28日は150万円、16年6月28日は100万円、17年11月30日は150万円、18年6月28日は130万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日  
② 平成15年11月28日  
③ 平成16年6月28日  
④ 平成16年11月30日  
⑤ 平成17年11月30日  
⑥ 平成18年6月28日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を照会したところ、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の賞与について記録が無い。

また、申立期間④については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年6月から18年6月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年6月27日は80万円、同年11月28日は150万円、16年6月28日は100万円、17年11月30日は150万円、18年6月28日は130万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、100万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④については、事業主は、過失により82万9,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が82万9,000円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年6月27日は88万4,000円、同年11月28日は120万円、16年6月28日は90万円、17年11月30日及び18年6月28日は100万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を70万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日  
② 平成15年11月28日  
③ 平成16年6月28日  
④ 平成16年11月30日  
⑤ 平成17年11月30日  
⑥ 平成18年6月28日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を照会したところ、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の賞与について記録が無い。

また、申立期間④については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年6月から18年6月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年6月27日は88万4,000円、同年11月28日は120万円、16年6月28日は90万円、17年11月30日及び18年6月28日は100万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、70万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④については、事業主は、過失により58万円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が58万円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年6月27日は43万2,000円、同年11月28日は40万円、16年6月28日は35万円、17年11月30日は47万円、18年6月28日は42万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日  
② 平成15年11月28日  
③ 平成16年6月28日  
④ 平成16年11月30日  
⑤ 平成17年11月30日  
⑥ 平成18年6月28日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を照会したところ、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の賞与について記録が無い。

また、申立期間④については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年6月から18年6月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年6月27日は43万2,000円、同年11月28日は40万円、16年6月28日は35万円、17年11月30日は47万円、18年6月28日は42万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、40万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④については、事業主は、過失により32万4,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が32万4,000円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年6月27日は67万2,000円、同年11月28日は100万円、16年6月28日は70万円、17年11月30日は90万円、18年6月28日は80万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を70万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日  
② 平成15年11月28日  
③ 平成16年6月28日  
④ 平成16年11月30日  
⑤ 平成17年11月30日  
⑥ 平成18年6月28日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を照会したところ、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の賞与について記録が無い。

また、申立期間④については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年6月から18年6月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年6月27日は67万2,000円、同年11月28日は100万円、16年6月28日は70万円、17年11月30日は90万円、18年6月28日は80万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、70万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④については、事業主は、過失により57万6,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が57万6,000円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年6月27日は36万9,000円、同年11月28日は60万円、16年6月28日は45万円、17年11月30日は47万円、18年6月28日は45万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日  
② 平成15年11月28日  
③ 平成16年6月28日  
④ 平成16年11月30日  
⑤ 平成17年11月30日  
⑥ 平成18年6月28日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を照会したところ、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の賞与について記録が無い。

また、申立期間④については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年6月から18年6月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年6月27日は36万9,000円、同年11月28日は60万円、16年6月28日は45万円、17年11月30日は47万円、18年6月28日は45万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、45万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④については、事業主は、過失により36万5,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が36万5,000円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年6月27日は35万2,000円、同年11月28日は60万円、16年6月28日は40万円、17年11月30日は46万円、18年6月28日は42万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日  
② 平成15年11月28日  
③ 平成16年6月28日  
④ 平成16年11月30日  
⑤ 平成17年11月30日  
⑥ 平成18年6月28日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を照会したところ、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の賞与について記録が無い。

また、申立期間④については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年6月から18年6月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年6月27日は35万2,000円、同年11月28日は60万円、16年6月28日は40万円、17年11月30日は46万円、18年6月28日は42万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、45万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④については、事業主は、過失により36万5,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が36万5,000円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年6月27日は36万9,000円、同年11月28日は60万円、16年6月28日は40万円、17年11月30日は45万円、18年6月28日は42万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日  
② 平成15年11月28日  
③ 平成16年6月28日  
④ 平成16年11月30日  
⑤ 平成17年11月30日  
⑥ 平成18年6月28日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を照会したところ、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の賞与について記録が無い。

また、申立期間④については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年6月から18年6月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年6月27日は36万9,000円、同年11月28日は60万円、16年6月28日は40万円、17年11月30日は45万円、18年6月28日は42万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、45万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④については、事業主は、過失により36万5,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が36万5,000円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年6月27日は45万2,000円、同年11月28日は65万円、16年6月28日は45万円、17年11月30日は50万円、18年6月28日は43万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日  
② 平成15年11月28日  
③ 平成16年6月28日  
④ 平成16年11月30日  
⑤ 平成17年11月30日  
⑥ 平成18年6月28日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を照会したところ、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の賞与について記録が無い。

また、申立期間④については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年6月から18年6月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年6月27日は45万2,000円、同年11月28日は65万円、16年6月28日は45万円、17年11月30日は50万円、18年6月28日は43万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、45万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④については、事業主は、過失により36万5,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が36万5,000円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年6月27日は36万8,000円、同年11月28日は55万円、16年6月28日は47万円、17年11月30日及び18年6月28日は45万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日  
② 平成15年11月28日  
③ 平成16年6月28日  
④ 平成16年11月30日  
⑤ 平成17年11月30日  
⑥ 平成18年6月28日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を照会したところ、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の賞与について記録が無い。

また、申立期間④については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年6月から18年6月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年6月27日は36万8,000円、同年11月28日は55万円、16年6月28日は47万円、17年11月30日及び18年6月28日は45万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、47万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④については、事業主は、過失により38万1,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が38万1,000円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年6月27日は30万6,000円、同年11月28日は50万円、16年6月28日は35万円、17年11月30日は45万円、18年6月28日は40万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日  
② 平成15年11月28日  
③ 平成16年6月28日  
④ 平成16年11月30日  
⑤ 平成17年11月30日  
⑥ 平成18年6月28日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を照会したところ、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の賞与について記録が無い。

また、申立期間④については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年6月から18年6月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年6月27日は30万6,000円、同年11月28日は50万円、16年6月28日は35万円、17年11月30日は45万円、18年6月28日は40万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、35万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④については、事業主は、過失により28万4,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が28万4,000円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年6月27日は43万4,000円、同年11月28日は45万円、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日は40万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日  
② 平成15年11月28日  
③ 平成16年6月28日  
④ 平成16年11月30日  
⑤ 平成17年11月30日  
⑥ 平成18年6月28日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を照会したところ、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の賞与について記録が無い。

また、申立期間④については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年6月から18年6月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年6月27日は43万4,000円、同年11月28日は45万円、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日は40万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、40万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④については、事業主は、過失により32万4,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が32万4,000円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年6月27日は32万5,000円、同年11月28日は45万円、16年6月28日は35万円、17年11月30日及び18年6月28日は40万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日  
② 平成15年11月28日  
③ 平成16年6月28日  
④ 平成16年11月30日  
⑤ 平成17年11月30日  
⑥ 平成18年6月28日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を照会したところ、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の賞与について記録が無い。

また、申立期間④については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年6月から18年6月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年6月27日は32万5,000円、同年11月28日は45万円、16年6月28日は35万円、17年11月30日及び18年6月28日は40万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、35万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④については、事業主は、過失により28万4,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が28万4,000円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年6月27日は24万円、同年11月28日は25万円、16年6月28日は10万円、17年11月30日は15万円、18年6月28日は40万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日  
② 平成15年11月28日  
③ 平成16年6月28日  
④ 平成16年11月30日  
⑤ 平成17年11月30日  
⑥ 平成18年6月28日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を照会したところ、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の賞与について記録が無い。

また、申立期間④については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年6月から18年6月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年6月27日は24万円、同年11月28日は25万円、16年6月28日は10万円、17年11月30日は15万円、18年6月28日は40万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、10万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとされていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④については、事業主は、過失により8万1,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が8万1,000円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年6月27日は34万8,000円、同年11月28日は55万円、16年6月28日は35万円、17年11月30日は50万円、18年6月28日は42万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を37万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日  
② 平成15年11月28日  
③ 平成16年6月28日  
④ 平成16年11月30日  
⑤ 平成17年11月30日  
⑥ 平成18年6月28日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を照会したところ、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の賞与について記録が無い。

また、申立期間④については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年6月から18年6月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年6月27日は34万8,000円、同年11月28日は55万円、16年6月28日は35万円、17年11月30日は50万円、18年6月28日は42万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、37万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④については、事業主は、過失により30万円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が30万円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年6月27日は32万8,000円、同年11月28日は50万円、16年6月28日は35万円、17年11月30日は45万円、18年6月28日は42万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日  
② 平成15年11月28日  
③ 平成16年6月28日  
④ 平成16年11月30日  
⑤ 平成17年11月30日  
⑥ 平成18年6月28日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を照会したところ、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の賞与について記録が無い。

また、申立期間④については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年6月から18年6月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年6月27日は32万8,000円、同年11月28日は50万円、16年6月28日は35万円、17年11月30日は45万円、18年6月28日は42万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、40万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④については、事業主は、過失により32万4,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が32万4,000円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年6月27日は23万2,000円、同年11月28日は40万円、16年6月28日は35万円、17年11月30日及び18年6月28日は40万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日  
② 平成15年11月28日  
③ 平成16年6月28日  
④ 平成16年11月30日  
⑤ 平成17年11月30日  
⑥ 平成18年6月28日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を照会したところ、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の賞与について記録が無い。

また、申立期間④については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年6月から18年6月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年6月27日は23万2,000円、同年11月28日は40万円、16年6月28日は35万円、17年11月30日及び18年6月28日は40万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、35万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④については、事業主は、過失により28万4,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が28万4,000円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年6月27日は5万円、同年11月28日は20万円、16年6月28日は29万円、17年11月30日及び18年6月28日は35万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を29万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日  
② 平成15年11月28日  
③ 平成16年6月28日  
④ 平成16年11月30日  
⑤ 平成17年11月30日  
⑥ 平成18年6月28日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を照会したところ、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の賞与について記録が無い。

また、申立期間④については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年6月から18年6月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年6月27日は5万円、同年11月28日は20万円、16年6月28日は29万円、17年11月30日及び18年6月28日は35万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、29万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④については、事業主は、過失により23万5,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が23万5,000円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年6月27日は28万4,000円、同年11月28日は35万円、16年6月28日は32万円、17年11月30日及び18年6月28日は37万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日  
② 平成15年11月28日  
③ 平成16年6月28日  
④ 平成16年11月30日  
⑤ 平成17年11月30日  
⑥ 平成18年6月28日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を照会したところ、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の賞与について記録が無い。

また、申立期間④については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年6月から18年6月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年6月27日は28万4,000円、同年11月28日は35万円、16年6月28日は32万円、17年11月30日及び18年6月28日は37万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、32万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④については、事業主は、過失により25万9,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が25万9,000円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日及び17年11月30日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を15年6月27日は36万9,000円、同年11月28日は60万円、16年6月28日は40万円、17年11月30日は42万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日  
② 平成15年11月28日  
③ 平成16年6月28日  
④ 平成16年11月30日  
⑤ 平成17年11月30日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、申立期間①、②、③及び⑤の賞与について記録が無い。

また、申立期間④については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年6月から17年11月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から平成15年6月27日は36万9,000円、同年11月28日は60万円、16年6月28日は40万円、17年11月30日は42万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、40万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、②、③及び⑤に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年6月27日、同年11月28日、16年6月28日及び17年11月30日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④については、事業主は、過失により32万4,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が32万4,000円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日、同年11月28日及び16年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を15年6月27日は31万4,000円、同年11月28日は40万円、16年6月28日は35万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日  
② 平成15年11月28日  
③ 平成16年6月28日  
④ 平成16年11月30日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、申立期間①、②及び③の賞与について記録が無い。

また、申立期間④については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年6月から16年11月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、

事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年6月27日は31万4,000円、同年11月28日は40万円、16年6月28日は35万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、35万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年6月27日、同年11月28日及び16年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④については、事業主は、過失により29万円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が29万円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日及び同年11月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を15年6月27日は36万円、同年11月28日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日  
② 平成15年11月28日

社会保険事務所(当時)に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、申立期間①及び②の賞与について記録が無い。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年6月及び同年11月の賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から平成15年6月27日は36万円、同年11月28日は40万円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年6月27日及び同年11月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を15年11月28日は10万円、16年6月28日は33万円、17年11月30日及び18年6月28日は40万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年11月28日  
② 平成16年6月28日  
③ 平成16年11月30日  
④ 平成17年11月30日  
⑤ 平成18年6月28日

社会保険事務所(当時)に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、申立期間①、②、④及び⑤の賞与について記録が無い。

また、申立期間③については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年11月から18年6月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年11月28日は10万円、16年6月28日は33万円、17年11月30日及び18年6月28日は40万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、33万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、②、④及び⑤に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとすることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年11月28日、16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間③については、事業主は、過失により26万7,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が26万7,000円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を16年6月28日は5万円、17年11月30日は30万円、18年6月28日は31万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年6月28日  
② 平成16年11月30日  
③ 平成17年11月30日  
④ 平成18年6月28日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、申立期間①、③及び④の賞与について記録が無い。

また、申立期間②については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年6月から18年6月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、

事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成16年6月28日は5万円、17年11月30日は30万円、18年6月28日は31万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、10万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、③及び④に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、事業主は、過失により8万1,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が8万1,000円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を16年6月28日は20万円、17年11月30日は37万円、18年6月28日は38万円とすることが必要である。また、16年11月30日の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年6月28日  
② 平成16年11月30日  
③ 平成17年11月30日  
④ 平成18年6月28日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、申立期間①、③及び④の賞与について記録が無い。

また、申立期間②については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年6月から18年6月までの期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、

事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成16年6月28日は20万円、17年11月30日は37万円、18年6月28日は38万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、20万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①、③及び④に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年6月28日、17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、事業主は、過失により16万2,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が16万2,000円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における16年6月28日の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。また、同年11月30日の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月28日  
② 平成16年11月30日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、申立期間①の賞与について記録が無い。

また、申立期間②については、賞与から控除された保険料額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年6月及び同年11月の期間における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成16年6月28日の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

また、平成16年11月30日の標準賞与額に係る記録については、10万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、事業主は、過失により8万1,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が8万1,000円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を17年11月30日は30万円、18年6月28日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年11月30日  
② 平成18年6月28日

社会保険事務所(当時)に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、申立期間①及び②の賞与について記録が無い。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年11月及び18年6月の賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年11月30日は30万円、18年6月28日は35万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年11月30日  
② 平成18年6月28日

社会保険事務所(当時)に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、申立期間①及び②の賞与について記録が無い。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年11月及び18年6月の賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年11月30日及び18年6月28日は45万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を17年11月30日は10万円、18年6月28日は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年11月30日  
② 平成18年6月28日

社会保険事務所(当時)に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、申立期間①及び②の賞与について記録が無い。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年11月及び18年6月の賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年11月30日は10万円、18年6月28日は32万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、平成17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を17年11月30日は10万円、18年6月28日は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年11月30日  
② 平成18年6月28日

社会保険事務所(当時)に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、申立期間①及び②の賞与について記録が無い。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年11月及び18年6月の賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年11月30日は10万円、18年6月28日は32万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を17年11月30日は10万円、18年6月28日は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年11月30日  
② 平成18年6月28日

社会保険事務所(当時)に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、申立期間①及び②の賞与について記録が無い。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年11月及び18年6月の賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年11月30日は10万円、18年6月28日は32万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成17年11月30日及び18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を17年11月30日は15万円、18年6月28日は39万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年11月30日  
② 平成18年6月28日

社会保険事務所(当時)に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、申立期間①及び②の賞与について記録が無い。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年11月及び18年6月の賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年11月30日は15万円、18年6月28日は39万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年11月30日及び18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成18年6月28日の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月28日

社会保険事務所(当時)に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、申立期間の賞与について記録が無い。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年6月における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年6月28日の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成18年6月28日の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月28日

社会保険事務所(当時)に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、申立期間の賞与について記録が無い。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年6月における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年6月28日の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成18年6月28日の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月28日

社会保険事務所(当時)に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、申立期間の賞与について記録が無い。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年6月における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年6月28日の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成18年6月28日の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月28日

社会保険事務所(当時)に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、申立期間の賞与について記録が無い。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年6月における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年6月28日の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 大阪厚生年金 事案 6131

### 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成18年6月28日の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月28日

社会保険事務所(当時)に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、申立期間の賞与について記録が無い。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年6月における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年6月28日の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成18年6月28日の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月28日

社会保険事務所(当時)に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、申立期間の賞与について記録が無い。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年6月における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年6月28日の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出

しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成18年6月28日の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月28日

社会保険事務所(当時)に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、申立期間の賞与について記録が無い。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年6月における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年6月28日の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成18年6月28日の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月28日

社会保険事務所(当時)に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、申立期間の賞与について記録が無い。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年6月における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年6月28日の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出

しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成18年6月28日の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月28日

社会保険事務所(当時)に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、申立期間の賞与について記録が無い。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年6月における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年6月28日の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出

しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成18年6月28日の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月28日

社会保険事務所(当時)に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、申立期間の賞与について記録が無い。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年6月における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年6月28日の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成18年6月28日の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月28日

社会保険事務所(当時)に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、申立期間の賞与について記録が無い。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年6月における賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年6月28日の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から40年3月まで

私たち夫婦は、昭和37年1月に結婚した。結婚してすぐに、市から委託された女性の集金人が近所に来た時に、妻は国民年金の加入を勧められた。しかし、妻は結婚前から実家のA市で加入し、保険料を掛けていたことを伝えたところ、A市に連絡してくれてB市で掛けることになった。その後、私も一緒に掛けたらと勧められたので、少し遅れて加入した。保険料は妻が夫婦二人分を集金人に納めていた。当時の保険料は100円で、毎月あるいは3か月ごとかは忘れたが、集金の都度、印を押してもらったので、私が約3年間、妻が約9年間も未納期間があることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年1月に結婚して、すぐに国民年金に加入して以降、その妻が夫婦二人分の保険料を現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日を見ると、昭和40年2月11日であることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、37年1月に結婚してすぐに国民年金に加入したとする陳述とは符合しないとともに、国民年金手帳記号番号払出時点では、申立期間のうち、同年12月以前については、時効の成立により、既に納付できない期間である。

また、一緒に夫婦二人分を納付していたとする妻の納付記録を見ると、申立期間は未納であることが、特殊台帳及び市の被保険者名簿の双方の記録から確認できる。

さらに、申立人夫婦の保険料納付を担っていた妻の国民年金手帳記号番号の払出時期を見ると、婚姻後のB市において、昭和45年6月25日に、現在の基礎年金番号に当たる国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが、国民

年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、当該手帳記号番号の払出時点では、申立期間は時効の成立により、既に保険料を納付できない期間であるとともに、妻は、継続して保険料を納付していたにもかかわらず、新たに加入手続を行ったこととなり、不自然さは否めない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から45年5月まで

私たち夫婦は、昭和37年1月に結婚した。結婚してすぐに、市から委託された女性の集金人が近所に来た時に、私は国民年金の加入を勧められた。しかし、私は結婚前から実家のA市で加入し、保険料を掛けていたことを伝えたところ、A市に連絡してくれてB市で掛けることになった。その後、ご主人も一緒に掛けたらと勧められたので、少し遅れて夫も加入した。保険料は私が夫婦二人分を集金人に納めていた。当時の保険料は100円で、毎月あるいは3か月ごとかは忘れたが、集金の都度、印を押してもらったので、夫が約3年間、私が約9年間も未納期間があることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年1月に結婚して、すぐに国民年金に加入して以降、申立人自身が夫婦二人分の保険料を現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の加入記録を見ると、昭和45年6月8日付け任意加入により、現在の基礎年金番号に当たる国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが、国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳から確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、任意加入はさかのぼって加入できないことから、加入手続時期は資格取得日である昭和45年6月8日になされたものと推定できる。この場合、加入手続時点では、申立期間のうち、43年3月以前については、時効の成立により、既に納付できない期間である。

さらに、申立人の夫の納付記録を見ると、申立期間のうち、昭和37年4月から40年3月までの期間は申立人と同様未納であることが、特殊台帳及び市の被保険者名簿の双方の記録から確認できる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったところ、申立人にはA市の実家において別の手帳記号番号が払い出されており、昭和36年4月から5か月間納付済みであることが確認できた。しかしながら、その後、未納状態が継続したことから、昭和42年度以降平成3年5月まで不在被保険者として管理されていたことがオンライン記録から確認できる。この場合、不在被保険者として管理されていた期間は、当該手帳記号番号によっては保険料を納付することができない。

このほか、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年12月まで  
まだ子供が幼稚園ぐらいだった昭和46年ごろに、国民年金に加入した。加入当初、1期分3,000円ぐらいの保険料を、A銀行B支店の預金から口座振替にて納付したことを覚えている。また、48年に市内転居を行い、51年ごろに新しい年金手帳をもらったので、以前の手帳は処分した。  
年金記録を確認すると、申立期間の記録が無いと分かり納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年ごろに国民年金に加入し、以降の保険料は、定期的に口座振替により納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金に係る資格記録を見ると、申立人が所持する年金手帳、市の被保険者名簿及びオンライン記録のいずれの記録においても、昭和51年1月17日付け任意加入により、初めて資格を取得していることが確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料は納付することはできない。

また、任意加入は、制度上、さかのぼっての加入はできないことから、申立人の加入手続は、資格取得日である昭和51年1月17日になされたものと考えられ、46年ごろに加入したとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人が加入当初に納付したとする1期分保険料額3,000円は、申立期間当初の同保険料額1,350円と相違しているほか、納付記録が確認できる申立期間直後の同保険料額3,300円と近似している。また、市において、口座振替による保険料の納付が可能になったのは、昭和53年度以降であることが市の記録から確認できることから、これより前の申立期間について、口座振替により納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6138 (事案 3020 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 18 日から 38 年 3 月 20 日まで

A社における厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとされていることについて、前回の年金記録確認第三者委員会への申立てでは、同社による代理請求の可能性が否定できないとの理由で記録訂正が認められなかった。

私の厚生年金保険被保険者証には「脱」の表示が無かったため、脱退手当金を受け取っていない証拠となるはずだったのに、65歳になる前に年金裁定請求を行った際、社会保険事務所(当時)に提出したまま、所在が分からなくなってしまい、今となっては証明できる書類が一切無い。

また、脱退手当金支給済みとの回答を受けたのは、平成19年のねんきん特別便であったが、そのことが60歳の時点で分かっていたら、会社の社会保険事務担当者にお問い合わせすることができたのに、その機会を失った。

脱退手当金は受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主による脱退手当金の代理請求がなされた可能性は否定できないこと、及び申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さがうかがえないことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月6日付け年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、年金の裁定請求時に厚生年金保険被保険者証を提出してしまっただけで、当該被保険者証には「脱」の表示が無かったことを記憶しており、

申立期間当時、脱退手当金を受給していないのは間違いない旨申し立てしているところ、申立期間当時、A社の総務担当だった者から、「脱退手当金は、希望した者に対して請求に係る書類を渡し、会社が代理で請求を行っていた」旨の陳述が得られた上、申立人の同僚から、「会社から脱退手当金の説明があり請求した」旨の陳述が得られたことを踏まえると、申立期間当時、事業主による代理請求が行われていた状況がうかがえる。

また、今回新たに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、脱退手当金が支給決定される直前の昭和 38 年 4 月 18 日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から管轄社会保険事務所へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できることから、当時、脱退手当金の裁定請求手続が行われたことがうかがえる。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、当委員会の当初決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事情を踏まえると、当初の主張及び資料と併せて検討しても、当委員会の当初の判断を変更すべき事情は認められず、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月ごろから 52 年 8 月まで

私は、A社を退職後、個人で事業を始めたが、昭和 48 年 5 月にB社を設立し、50 年 9 月 6 日からC社となった。法人設立から 1 年後ぐらいに従業員も増えたため、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入した。

社会保険事務所（当時）の記録によると、私の厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 52 年 8 月 1 日（株式会社移行後）とされているが、49 年 6 月ごろから加入し、保険料も納付していたはずであるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本によると、B社は昭和 48 年 5 月 14 日に設立されていることが確認でき、申立人が共同で同社を設立した旨申し立てている同僚から、「申立人は、B社設立時から代表者であった」旨の陳述が得られたことから、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録によると、B社が厚生年金保険適用事業所となったのは、同社が株式会社に組織変更（昭和 50 年 9 月 6 日）された後の昭和 52 年 8 月 1 日で、申立人は、適用事業所となった日に同社で被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、C社が適用事業所となった際に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚から、「私は昭和 52 年初めごろに入社し、入社後『株式会社に移行して社員も増えたので厚生年金保険に加入する』という話が出たが、すぐには加入しなかった」旨の陳述が得られた。

さらに、申立人がB社設立時から一緒だった旨申し立てている同僚で、同社が適用事業所となった際に被保険者資格を取得している者から、「会社が厚生

年金保険に加入するまでの間は、国民年金に加入していた」旨の陳述が得られたところ、オンライン記録によると、当該同僚は、昭和 49 年 1 月から同社が適用事業所となる前月の 52 年 7 月までの国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

加えて、C社が適用事業所となった際に厚生年金保険被保険者資格を取得している 7 人のうち二人に係る雇用保険記録(残り 5 人は役員のため雇用保険に未加入)によると、厚生年金保険被保険者資格の取得日はいずれも昭和 52 年 4 月 1 日であることが確認でき、雇用保険加入時期も同社が適用事業所となった時期と近接していることが認められる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6140 (事案 1942 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から39年9月まで

前回の年金記録確認第三者委員会への記録訂正の申立てについて、A社に勤務していたことは推定できるが、保険料控除がうかがえない等の理由により訂正不要と判断された。

今回、A社から、同社が保管する退職者マイクロフィルムに残っていた姉の身上調書等の写しをもらった。私の厚生年金保険の加入記録は無いとの回答だが、当時、私は姉及び同僚と一緒に、同社の工場内でC業務に従事しており、同じ業務をしていた姉及び同僚に厚生年金保険の加入記録があるのに、自分だけ厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

また、夫の被扶養者となっていたため、A社の健康保険に加入していなかったのではないかとのことであるが、今回、B市が発行した国民健康保険加入証明書により、当時、夫の被扶養者ではなかったことが明らかになったので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社が保管する退職者マイクロフィルムにおいて申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、また、同社の賞与計算書(昭和38年夏季以降のもの)においても、申立期間中に申立人に対して賞与が支払われた記録は残されていないこと、さらに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中の健康保険整理番号に欠番は見当たらず、申立人の記録が失われたことは考え難いとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年7月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てに当たりA社に出向き、同社が保管する退職者マ

マイクロフィルムから、一緒に勤務していた姉に係る身上調書等の写しを入手し、新たな資料として提出しているところ、当該身上調書等において、申立人が同社で厚生年金保険に加入していた事情は確認できない。

また、申立人は、今回、B市が発行した国民健康保険加入証明書（昭和43年11月21日から平成20年4月1日まで）をもって、申立期間当時、夫の被扶養者となっていなかったことが証明できる旨主張しているところ、当該証明書は、申立期間後の昭和43年11月21日以降申立人が国民健康保険に加入したことを証明するだけのものであり、申立人が申立期間当時、夫（当時は入籍前）の健康保険の被扶養者でなかったことを示すものではない。

これらの事情及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらず、再申立てにかかげる事由を考慮しても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。



## 大阪厚生年金 事案 6141 (事案 1943 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月20日から27年7月20日まで

私は、申立期間においてA社に勤務し、B業務に従事していた。

当時、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

上記通知を受け取った後、A社の事業主の息子さんの消息が分かったので調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は昭和22年3月1日にいったん適用事業所ではなくなり、25年6月1日に再び適用事業所となっていることから、申立期間のうち、同年5月31日以前の期間は適用事業所になっていない期間に当たること、ii) 申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた3名について調査したところ、2名とも同社が適用事業所となった同年6月1日以降において、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されておらず、残りの1名も名字のみの記憶であることなどから確認できなかったこと、iii) 同事業所が適用事業所となった同年6月1日付けで資格を取得している者に申立人の在籍状況について照会したところ、年齢が近いにもかかわらず申立人のことは知らないとの回答があり、また、申立人も同氏については記憶が無いとしていることなどから判断すると、同社においては、厚生年金保険被保険者資格の取得については一様の取扱いを行っていなかった可能性も否定できず、さらに、申立人の在職期間が同社の適用事業所となる同年6月1日より前であった可能性も否定できないとして、既に当委員会決定に基づき、平成20年7月17日付けで年金記録の訂正が必要とまではいえないとする通知が行わ

れている。

申立人は、申立期間当時の事業主の長男の連絡先が判明したことを理由に再申立てを行っているが、当該事業主の長男からは、「当時は修学前の幼少であり何も分からない。また、A社は昭和40年に父が死亡し、その一年後に同社は廃業しており、当時の資料等は何も残っていない」と陳述しており、当該陳述は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月ごろから 35 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 6 月ごろから 38 年 4 月 1 日まで A 社に勤務していたが、社会保険庁(当時)の記録では、厚生年金保険の資格取得日が入社して約 3 年後の 35 年 7 月 1 日とされている。

申立期間も給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間において、A 社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、A 社の工場内において申立人と同じ業務に従事していた同僚からは、「当時、会社から入社後すぐには社会保険には加入できないとの説明を受けた。健康保険被保険者証については、何年か経過してから受け取った」との陳述が得られたほか、ほかの複数の同僚からも「入社後、何年かは健康保険及び厚生年金保険には加入できなかった」との同趣旨の陳述が得られた。

また、これら同僚のうち、入社日を明確に記憶していた複数の同僚について、入社日と資格取得日を調査したところ、A 社での資格取得日は、入社から 18 か月後から 26 か月後であることが確認できることから、申立期間当時、同社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

なお、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿(払出票)によると、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は資格取得日を昭和 35 年 7 月 1 日として、同年 8 月 11 日に払い出されていることが確認できる。

さらに、A 社の当時の代表取締役は亡くなっている上、同社は既に適用事業

所ではなくなっているため、当時の事情を明らかとすることはできず、また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査しても、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 12 月 1 日から 15 年 10 月 31 日まで  
申立期間当時、私はA社の代表取締役であったが、社会保険事務所(当時)から連絡があり、「この書類に印鑑を押して下さい」と言われ、よく考えずに印鑑を押してしまったと記憶している。  
60 歳近くになって、社会保険事務所で年金の記録について確認したところ、申立期間の標準報酬月額が引き下げられていることが判明したが、申立期間の標準報酬月額が減額されていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、申立期間当時、平成 16 年 3 月 26 日まで同社代表取締役に就任していたことが、商業登記簿により認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額については、平成 14 年 10 月の定時決定時は 50 万円と記録されていたが、15 年 8 月 13 日に、14 年 12 月から 15 年 7 月までの期間の標準報酬月額が 50 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る滞納処分票によると、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役として社会保険事務所と複数回にわたり滞納保険料の整理について交渉しており、また、平成 15 年 7 月 29 日に、同社の事務職員を通じて、申立人の被保険者報酬月額変更届(平成 14 年 12 月までさかのぼって 50 万円から 9 万 8,000 円に変更)が提出されていることが具体的に記録されている上、申立人も「当時、自身の標準報酬月額をさかのぼって引き下げ、差額分の保険料をほかの従業員の未納保険料に充当したように思う」と陳述していることから、申立人は、代表取締役として、標準報酬月額の減額訂正についても関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年8月15日まで

私は、昭和19年4月1日から20年8月15日まで学徒動員としてA社(現在は、B社)に勤務していた。しかしながら、一般従業員と同じように勤務したにもかかわらず、厚生年金保険に加入していなかったことには、納得できない。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、学徒動員によりA社に勤務していたことを鮮明に記憶していることから判断すると、申立人の同社における在職が推認できる。

しかしながら、勤労働員学徒については、当時の労働者年金保険法施行令(昭和16年勅令第1250号)第10条第3号及び厚生省告示第50号(昭和19年5月29日)により、厚生年金保険の被保険者には該当しない取扱いとされていた。

また、学徒勤労令(昭和19年8月23日勅令第518号)及び学徒勤労令施行規則(昭和19年8月23日文部、厚生、軍需省令)においても、学徒勤労を受ける者が負担する経費の中に厚生年金保険料は規定されていない。

一方、申立人自身も申立期間にA社から報酬は受け取っておらず、厚生年金保険料も控除されていなかったと陳述している。

なお、B社は、「当時の資料が無く、申立人の申立期間におけるA社での厚生年金保険の加入状況及び保険料控除等については不明」と回答しているほか、申立人は同僚を記憶していなかったため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した複数の同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入等について具体的な陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 16 日から 46 年 4 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

A社には、同社の元事業主の弟に誘われて入社し昭和 46 年 4 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主、その弟及び複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時も同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の元事業主及びその弟は、厚生年金保険の事務には従事していなかったとしており、当該事務を担っていた経理担当者は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することはできない。

また、元事業主は「昭和 46 年の会社清算時に清算人に資料を提出したので、申立期間の関連資料は無く、申立人に係る保険料控除は不明である」としている。

さらに、A社の元事業主及びその弟は、「昭和 45 年 12 月に経費削減のためにいったん従業員に退職してもらい、必要な者を再雇用した。申立人も再雇用し、厚生年金保険にも加入させていたはずである」と陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、元事業主、その弟及びB業務担当者の3人を除く13人の従業員が昭和 45 年 12 月 16 日に資格を喪失し、そのうち6人が 46 年 1 月 6 日に同社で資格を再取得していることが確認

できるが、一方、申立人は43年10月16日に資格を喪失して以降未加入の記録となっており、46年1月6日に資格を再取得した記録も見当たらないことから、申立人もいったん退職後再雇用したとする元事業主及びその弟の陳述は不自然である。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立人の記録の備考欄には昭和43年10月16日の資格の喪失に伴い健康保険被保険者証が社会保険事務所に返納されたことを示す「証返」の押印が確認できるほか、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

なお、前述の被保険者名簿において、申立期間に資格を喪失している者で聴取できた者は、自身の申出によりA社を辞めたことが確認でき、また、申立期間に加入記録の確認できる者は昭和44年10月及び45年10月に算定基礎届に基づく定時決定が記録されており、資格の取得及び喪失等に係る届出に誤りがあったことはうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から 35 年 8 月まで  
② 昭和 44 年から 45 年まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答をもらった。

申立期間①は、A社（現在は、C社）で勤務し、B業務を行っていた。

申立期間②は、D社で勤務し、E業務を行っていた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、C社は、申立期間当時の資料の所在が不明であるので、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除は不明であるとしている。

また、申立人が申立期間当時の上司であったとする者は、「A社では、3か月程度の試用期間があった」と陳述しているところ、A社への入社時期を記憶している元従業員7人について厚生年金保険の加入記録を見ると、入社時期より2か月から8か月後に資格を取得していることが確認できるほか、申立人が自身より先か同時期に入社したとする者も、申立期間の始期から9か月後の昭和35年1月に資格を取得していることから、A社では、申立期間当時、入社後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の勤務期間に係る記憶は曖昧であることから、申立人が資格取得の前にA社を退職した可能性も否定できない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間②については、申立期間当時はD社の従業員で、後に同社の代表取締役になった者が、申立人を記憶していることから判断して、申立人が同社に勤務したことが推認できる。

しかし、当該元代表取締役は、申立人の勤務期間は3か月程度であったとし、別の元従業員も、「3か月程度で辞める人が何人かいた。申立人はその一人かもしれない」と陳述している。また、当該元代表取締役は、「申立人は、飛び込みで入社した。当時、飛び込みで入社した者は3か月程度で辞めるので、飛び込み入社 of 従業員は本採用ではなかった」と陳述しているところ、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、被保険者期間が3か月程度の被保険者はいない。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、また、前述の元代表取締役は、申立期間当時の資料が残っていないので、申立人に係る保険料控除の状況は不明であるとしている。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月28日から36年4月1日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。A社は、B社の下請事業所であり、勤務場所は同社の敷地であった。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年3月までA社(現在は、C社)で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し11人から回答を得たが、そのうち10人は申立人を記憶しておらず、唯一申立人を記憶していた元従業員は、「申立人は昭和29年あるいは30年ごろに退職したと思う」と陳述している。

また、申立人は、「自分が勤務していた当時、仕事は組単位で行っていた」としているところ、前述の元従業員は、「会社の法人化(昭和29年5月29日)後は、組単位で仕事をするとはなくなった」と陳述しており、ほかの元従業員にこの点を確認しても、申立人と同時期の昭和29年2月に資格を喪失している元従業員は「組単位で仕事をしていた」と陳述しているが、申立期間の始期に近い同年6月に資格を取得している別の元従業員は「自分の勤務時期に組は無かった」と陳述している。

さらに、複数の元従業員の陳述及び前述の被保険者名簿で確認できる資格の喪失の状況から判断して、昭和33年ごろにA社においてD事件があったと考えられるところ、申立人は、「勤務期間にはD事件はなかった」と陳述している。

加えて、C社は申立期間当時の関連資料を保存しておらず、申立期間当時の事業主及び役員は死亡しており、申立期間当時の給与及び社会保担当者は当時のことを記憶していないため、同社等から申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年8月1日まで  
② 昭和45年8月1日から47年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答をもらった。同社は、前勤務先の同僚と共に設立した会社であり、役員として勤務した。設立後すぐに社会保険の加入手続をしたはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、元役員及び複数の元従業員の陳述から判断して、申立人が、昭和44年4月からA社で役員として勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和45年8月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社の元従業員で連絡のとれた4人は、申立期間に給与から厚生年金保険料は控除されていなかったとしており、このうち3人は、申立期間は国民健康保険に加入していたと陳述している。

さらに当該3人のうち1人は、入社時に事業主から、事業所は社会保険に加入していない旨の説明を受けたとも陳述しているところ、オンライン記録を見ると、同人は、申立期間に国民年金に加入し、そのうち12か月の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

申立期間②については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に事業主を含む8人が厚生年金保険の被保険者資格を取得しているものの、申立人及びもう1人の役員は、適用事業所となった日から1年8か月後の昭和47年4月1日に資格を取得し

ていることが確認できるところ、適用事業所となった日から申立人の資格取得日までの健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

また、申立期間後であるが、昭和47年7月からA社の経理事務を担当していた者は、「役員3人の給与体系は一般従業員とは異なっており、役員の給与及び社会保険に係る事務は従前から事業主が行っていた」と陳述しているところ、当該事業主は既に死亡しており、申立期間当時の関連資料は保存されていないため、申立人の申立期間における保険料控除等は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間における保険料控除について明確な記憶が無く、給与明細書の交付についても、受け取らない月が多かったとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、ほかに控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 22 日から 31 年 8 月 28 日まで  
② 昭和 31 年 8 月 28 日から 33 年 9 月 15 日まで  
③ 昭和 37 年 11 月 25 日から 39 年 4 月 1 日まで  
④ 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 6 月 16 日まで

厚生年金保険加入期間について、C 社会保険事務所(当時)に照会申出書を提出したところ、B 社の昭和 30 年 3 月 22 日から 33 年 9 月 15 日までの期間及び A 社の 37 年 11 月 25 日から 40 年 6 月 16 日までの期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

当時、脱退手当金という給付制度そのものを知らなかった。

脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③及び④について、脱退手当金の請求手続きをした記憶が無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立期間①及び②に係る脱退手当金については、B 社 D 支店で厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 33 年 9 月 15 日から約 2 か月後の同年 11 月 17 日に、申立期間③及び④に係る脱退手当金については、A 社で資格を喪失した 40 年 6 月 16 日から約 2 年 1 か月後の 42 年 7 月 21 日に支給決定された記録とされているところ、2 回とも申立人の意思に反して請求されたとは考え難い。

また、申立期間①及び②については、B 社 D 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されているページを含む前後 11 ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期(おおむね 3 年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した者 13 名について、脱退手当金の支給記録を調査したと

ころ、申立人を含め13名全員に支給記録が確認でき、しかも全員につき資格喪失日から約5か月以内に支給決定がなされていることが分かる。そのうち連絡先が把握できた者の2名は、会社が手続をしてくれたと陳述しており、支給日が同一日となっている受給者も見られるとともに、申立期間当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間③及び④に係る脱退手当金裁定請求書の添付資料に「文書の回付について」の一枚紙があり、そこには、重複取消届と証添付が記載されているところ、申立人がA社における厚生年金保険被保険者期間において使用していた厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日(昭和42年7月21日)の1週間前の同年7月13日に重複取消されたことが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、脱退手当金の請求手続に併せて処理されたものと考えるのが自然である上、「証」は厚生年金保険被保険者証であると考えれば、申立人自身が同証を添付して脱退手当金の請求を行ったものとするのが自然である。

加えて、申立期間①、②、③及び④の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6150

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
私は、B社での勤務時、取引先であったA社（現在は、C社）の当時の社長であるD氏に転職の相談をしたのがきっかけで、昭和 32 年 4 月 1 日にA社に入社した。しかし、厚生年金保険の資格取得日が同年 9 月 1 日であることに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和 32 年 4 月 1 日にA社に入社し、申立期間も同社で継続して勤務していたことは、C社が作成及び保管している労働者名簿から確認できる。

しかし、申立人と同じ昭和 32 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、実際の入社日は約 5 か月前であったと陳述している。

また、C社が作成及び保管している「アルバム」を見ると、申立人の入社日が昭和 32 年 9 月 1 日と記録されていることから、同社に申立人の実際の入社日について確認したが、明確な回答が得られなかった。

さらに、C社は、「申立期間当時の資料が無いため詳細は不明だが、E共済にまとめて加入させていた形跡があるので、社会保険についても同様にしていたかもしれない」と陳述している。

これらの状況から、申立期間当時、A社は、入社後すぐに従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月4日から26年3月10日まで

私は、昭和21年1月に、A社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、同社で39年8月末まで勤務していた。

入社以来、A社において、継続して勤務していたことに間違いはなく、会社の発展の過渡期である時期に、事業主が保険料を納めないことは考えられない。

申立期間について、A社に勤務していたことに間違いはないので当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社において勤務していた複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが推定できる。

しかし、申立期間当時のA社の事業主及び申立人を含む事業主と縁戚関係にあった4名の厚生年金保険被保険者記録を見ると、縁戚関係者3名が昭和23年8月4日に被保険者資格を喪失し、26年3月以降に随時再取得していること、事業主及び縁戚関係者1名が同年10月30日及び同年8月1日に初めて被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、昭和26年11月まで被保険者資格を有する同僚は、「当初、会社の経営は厳しかったが、私が退職する前ぐらいから電力の供給状態が良くなり、それとともに会社の業績も上がっていったように思う」と陳述している。

これらの状況から、申立期間当時のA社は、事業主及び事業主の縁戚関係者のみを厚生年金保険に加入させず、会社の業績が上向き始めた昭和26年ごろから、順次、加入手続を行ったと考えることが自然である。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間

を含む昭和 23 年 8 月 1 日から 26 年 4 月 1 日までの期間において、健康保険整理番号に欠番はなく、一連の手續に不備があったとは考え難い。

加えて、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の保険料控除について確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 8 月 4 日から 28 年 4 月 12 日まで

私は、昭和 19 年 10 月に、A 社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、同社で 30 年 7 月末まで勤務していた。

昭和 23 年ごろに、A 社の B 営業所に転勤となったが、給与は本社から支給されていた。

申立期間について、A 社に勤務していたことに間違いはないので当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社において勤務していた複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが推定できる。

しかし、申立期間当時の A 社の事業主及び申立人を含む事業主と縁戚関係にあった 4 名の厚生年金保険被保険者記録を見ると、縁戚関係者 3 名が昭和 23 年 8 月 4 日に被保険者資格を喪失し、26 年 3 月以降に随時再取得していること、事業主及び縁戚関係者 1 名が同年 10 月 30 日及び同年 8 月 1 日に初めて被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、昭和 26 年 11 月まで被保険者資格を有する同僚は、「当初、会社の経営は厳しかったが、私が退職する前ぐらいから電力の供給状態が良くなり、それとともに会社の業績も上がっていったように思う」と陳述している。

これらの状況から、申立期間当時の A 社は、事業主及び事業主の縁戚関係者のみを厚生年金保険に加入させず、会社の業績が上向き始めた昭和 26 年ごろから、順次、加入手続を行ったと考えることが自然である。

なお、申立人以外の 4 名（本社勤務）が被保険者資格を同年中に取得しているが、申立人のみが 28 年 4 月 12 日まで取得していなかったことについては、

申立人は営業所の勤務であり、同様に営業所勤務であった従業員については、申立人と同一日又は翌日に資格を取得していることから、同一日又は翌日に手続が行われたものと考えられる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間を含む昭和23年8月1日から28年4月12日までの期間において、健康保険整理番号に欠番はなく、一連の手続に不備があったとは考え難い。

加えて、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の保険料控除について確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 8 月 31 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社にB業務従事者として勤務していた申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。B業務従事者認定証の記録においても、申立期間は同社で勤務していたことが証明されているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人が所持するB業務従事者認定証の記録及び申立人から業務の引継ぎを受けたとする後任者の陳述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 12 月 1 日から 42 年 8 月 6 日までの期間についてA社C事務所に勤務していたことが推定できる。

しかし、オンライン記録によると、A社C事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 42 年 8 月 1 日であることが確認でき、申立期間のうち、同日までの期間は適用事業所となっていない。

また、申立人が同時期にA社C事務所に入社し、退職も同時期と陳述する同僚も、申立期間において厚生年金保険被保険者であった記録は無い。

なお、申立人が申立期間にA社の本社及び同社の関連会社で厚生年金保険被保険者資格を取得していた事情についても確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月から 48 年 5 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 45 年 10 月から 50 年 1 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、時期は特定できないものの、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していた元従業員は、「厚生年金保険と雇用保険は同時に加入させていた」と陳述しているところ、雇用保険の記録における同社での申立人の資格取得日は昭和 48 年 5 月 1 日であり、厚生年金保険の記録と一致している。

また、A社は、平成 6 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、同社等から申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間内の昭和 47 年 6 月 24 日に夫の健康保険の被扶養者となったことが、夫の勤務先の事業所が加入する健康保険組合の記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月から32年6月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、父が経営するA社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和27年7月から32年6月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の業務日誌から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人の父である元事業主は既に死亡しており、その他の役員3名も死亡又は所在不明であるほか、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の申立期間における保険料控除の状況等を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月ごろから34年4月ごろまで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には、昭和32年9月ごろから34年4月ごろまで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の義兄である元同僚の陳述から判断すると、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の申立期間における保険料控除等の状況について確認することはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有る複数の元従業員は、「申立期間当時、A社では、仕事の習得度により3か月から1年程度の試用期間があり、その後、正社員に登用されてから厚生年金保険に加入していた」と陳述しているところ、元従業員8人は、自身が記憶している入社時期の2か月から2年後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 7 月 1 日から 33 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 9 月 1 日から 34 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①はA社に勤務し、申立期間②は、同社に引き続いて新しく設立されたB社に勤務した。両社ではC業務を担当しており、厚生年金保険に加入し保険料を控除していたことを記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の元従業員の陳述から判断すると、時期は特定できないものの、申立人がC業務担当の取締役としてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が申立期間当時に作成したとする給与備忘録には、「支給額」と「控除額」の記載があり、申立人は、「控除額とは厚生年金保険料等の社会保険料である」としているものの、当該備忘録には控除額の内訳が記載されておらず、また、記載されている各月の控除額は、記載されている支給額に相当する社会保険料額と、申立ての全期間において一致しないことから、当該備忘録の記録をもって申立期間の厚生年金保険料控除を推認することは困難である。

さらに、事業主であった申立人の父及び営業担当取締役であったとする申立人の兄も、A社において厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

また、申立人は、取締役ではなくD職であったと陳述しているが、複数の元従業員は、「申立人は、C業務担当の取締役であり、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等を、知り得る立場及び状態にあった」と陳述している。

申立期間②については、複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人が、申立期間から、C業務担当の取締役としてB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年10月1日であり、申立期間のうち、同日以前は適用事業所ではない。

また、本申立期間についても、申立人は給与備忘録を作成しているが、上述のとおり、当該備忘録の記録をもって申立期間の厚生年金保険料控除を推認することは困難である。

さらに、B社の元従業員6人は、「申立人は、C業務担当の取締役であり、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況を、知り得る立場及び状態であった」と陳述しているところ、申立人は、「私は、C業務担当の取締役であり、確かに知り得る立場及び状態にあった」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 1 日から 14 年 3 月 17 日まで

私は、昭和 45 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 17 日まで A 社に勤務していた。7 年 5 月以降の給与支給額と社会保険事務所（当時）の標準報酬月額が相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 9 年 7 月から 11 年 4 月までの期間については、申立人提出の A 社の給与支払明細書で確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額は 47 万円又は 50 万円となるものの、当該給与支払明細書において源泉控除されている保険料控除額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致しており、事業主は、当該期間については、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたものと認められる。

また、申立期間のうち、平成 7 年 5 月から 9 年 6 月までの期間及び 11 年 5 月から 14 年 2 月までの期間については、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、さらに、同僚も当時の給与支払明細書を保存していない上、標準報酬月額が相違していることをうかがわせる陳述も得られなかったため、

当時の事情を明らかとすることはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月から 38 年 4 月 8 日まで  
② 昭和 38 年 5 月 1 日から 41 年 10 月まで

私は、昭和 35 年 6 月、A社にアルバイトとして入社し、B職をしていたが、37 年 10 月にE業務免許を取得した後は正社員になりB職をしていた。しかし、厚生年金保険の資格取得日が 38 年 4 月 8 日になっており納得できない。

また、C社（現在は、D社）に昭和 38 年 5 月から 41 年 10 月までB職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和 35 年 6 月、A社にアルバイトとして入社し、B職をしていた」と陳述している。

しかし、A社は、事務所所在地に会社が無く連絡先が不明な上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から所在の判明した同僚 13 人に文書で照会し、7 人から回答を得たものの、申立人を記憶している人は無く、これら同僚からは申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

また、申立人と同じB職をしていた同僚は、「正社員として入社したが、厚生年金保険に加入したのは入社約 1 年後だった」と陳述している。

さらに、申立人は、「昭和 37 年 10 月にE業務免許を取得した後は、A社の正社員になり、B職をしていた」と陳述しているところ、申立人と同一日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているB職の同僚は、「私は、病気がちであったことから健康保険被保険者証が必要であり、A社入社時、社会保険の加入についてはかなり意識していた。しかし、同社で社会保険に加入させてもら



えたのは入社から2か月から3か月後だった。社会保険加入前は、給与から保険料控除はされていない」と陳述している。

加えて、別のB職の同僚は、「A社は、社会保険加入についてはうるさく、誰でも加入させている訳ではなかった。B職は入社から約3か月後に加入させていた」と陳述している。

これらのことから、A社は、アルバイトを厚生年金保険に加入させておらず、正社員については、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

申立期間②について、申立人が記憶している申立期間当時のC社における業務内容が詳細であり、同僚の陳述とも符合していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、D社は、「申立期間当時の社長は既に亡くなっており、関連資料も保存していない」としている上、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から所在の判明した同僚11人に文書で照会し、10人から回答を得たものの、申立人を記憶している人は無く、これら同僚からは申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚4人のうち3人は、C社に係る厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載に不自然さもうかがえない。

加えて、申立期間②における申立人の雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月から22年6月1日まで  
② 昭和24年2月19日から25年5月まで

私は、A社C工場で昭和20年12月から22年8月1日までF業務の仕事をしていたが、厚生年金保険の被保険者資格の取得日が同年6月1日になっており納得できない。

また、B社に昭和23年11月から25年5月まで勤務し、F業務の仕事をしていたが、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が24年2月19日とされており納得できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同じ昭和22年6月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年8月1日に資格を喪失している被保険者が約800人いることが確認できる。

一方、申立人と厚生年金保険の加入記録が同じである同職種の同僚は、「私は、A社H工場で被保険者記録のある昭和22年6月1日より前から勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日は同日付けになっている。加入後は、健康保険被保険者証を渡され、給与から厚生年金保険料が控除されていたのを記憶しており、自分の厚生年金保険の加入記録に間違いはない」と陳述している。

また、別の同僚は、「私は、被保険者記録のある昭和22年6月1日より前から、A社D工場で勤務していたが、同日にC工場に転勤し、厚生年金保険の資格取得日は同日付けになっている。業務命令による転勤であったことから、同事業所が転勤をきっかけに厚生年金保険に加入させたのだろう。自分の厚生年

金保険の加入記録に間違いはない」と陳述している。

さらに、当該同僚は、「A社は、F業務を県内10か所の工場で行っていたが、私の同事業所に係る厚生年金保険の資格喪失日である昭和22年8月1日に株式会社化されてI社となった。私の勤務していたH工場は、その後、分社化されてE社になった」と陳述していることから、A社が株式会社化するに当たり従業員の社会保険を整備したことがうかがわれる。

申立期間②について、申立人は、「B社に昭和23年11月から25年5月まで勤務し、F業務の仕事をしていた」と陳述している。

しかしながら、B社は、平成2年3月24日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明である上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から所在の判明した同僚9人に文書で照会し、5人から回答を得たものの、これら同僚からは申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が適用事業所となった昭和23年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している25人のうち、申立人を含む9人が24年2月19日に資格を喪失していることが確認でき、このうち申立人と同一日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同職種の同僚は、「仕事も落ち着いてきたので、将来の事を考えて転職した。自分の厚生年金保険の加入記録に間違いはない」と陳述している。

さらに、事務職の同僚は、「B社は、労働基準監督署から指導を受けたことがあり、労務管理はきっちりしていた。厚生年金保険の届出及び給与からの社会保険料控除等の事務処理は、同社設立時から在職していたベテランの社員がきちんと行っていた。私の同社における厚生年金保険の加入記録に間違いはない」と陳述しているほか、申立期間に厚生年金保険の加入記録のある複数の同僚が、「自分の厚生年金保険の加入記録に間違いはない」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、同社に昭和28年3月1日に入社し、同年9月30日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社のC部門に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の従業員に関する資料は保有しておらず、申立人が申立期間において当社に勤務していたことを確認することはできないが、厚生年金保険に加入していない従業員から保険料を控除することはあり得ない」と陳述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者記録が確認できる同僚40人を抽出し、所在が判明した7人に照会を行い、5人から回答が得られたものの、いずれも「申立人を記憶していない」と陳述しているほか、唯一申立人が名前を挙げた同僚も、同社において厚生年金保険の加入記録が無い上、所在不明のため、これらの同僚から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

さらに、上記被保険者名簿において申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月1日から同年11月1日まで

私は、申立期間においてA社でB職として勤務した。しかし、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、同社の常務及び高校時代の友人だったC社の同僚からの紹介により、正社員として勤務することを条件で入社したのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の後に勤務したD社が保管していた申立人の当時の履歴書を見ると、昭和38年5月にA社へ入社した旨の記載が確認できるほか、同社の業務内容等が申立人の陳述内容と符合していることなどから判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間前からA社で勤務し、同社が破産宣告を受けた平成14年当時に代表取締役であった者は、「申立期間当時の事業主は既に亡くなっている上、関連資料も残っていないことから、申立人の勤務実態、資格の取得及び喪失の届出及び保険料控除については不明であるが、申立期間当時、従業員の試用期間を6か月間設けていたと記憶しているので、申立人は正社員になる前に退職した臨時社員（試用期間中の社員）ではないかと考えられる」旨を陳述している。

また、申立期間当時、申立人と同様にA社に中途入社し、勤務していた複数の同僚は、「当時、約6か月の試用期間があり、試用期間が終了して正社員となった時に厚生年金保険に加入した」としており、さらに、別の複数の同僚は、

「当時は試用期間があり、試用期間中は給与から厚生年金保険料の控除はされず、厚生年金保険に加入した後に控除されるようになった」としている。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 23 日から 38 年 8 月 23 日まで  
② 昭和 38 年 9 月 1 日から 40 年 10 月 21 日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社及びB社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証を見ると、昭和 40 年 12 月 18 日付けの「脱」の押印が確認できるところ、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたことから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人が申立期間に勤務した最終事業所であるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「40 脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、同事業所での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和 40 年 12 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 6 日から 32 年 8 月 17 日まで  
② 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 4 月 20 日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社及びB社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、B社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和35年8月19日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む合計4ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した19人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め14人であり、うち11人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和35年7月11日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済 35. 7. 11」という表示が確認できる上、脱退手当金

は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 42 年 2 月まで

私は、昭和 41 年 3 月から 42 年 2 月まで A 県 B 市にあった C 社又は D 社という名称の事業所に勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、当該事業所に勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 県 B 市にあった C 社又は D 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が勤務していたとする C 社又は D 社は、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無く、また、当該事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人は、当該事業所の事業主及び同僚の氏名を覚えていないため、これらの者から、申立人の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。